

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		特定障害者特別給付費の支給決定
根拠条例・規則等名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
条 項		第34条第1項
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害福祉課 (電話：048-829-1305)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>低所得の施設入所者に対し、食費・光熱水費の実費負担を軽減するため、厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を支給する。</p> <p>対象者の要件は以下のとおり。</p> <p>1) 支給決定時に20歳以上で、生活保護・低所得1・低所得2の者</p> <p>2) 支給決定時に20歳未満の者</p> <p>共同生活援助を行う住居の入居者で低所得の者に対し、居住に要する実費負担を軽減するため、厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を支給する。</p>
	設定等年月日	平成18年4月1日設定 平成19年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	<p>特定障害者特別給付費の申請は、原則として負担上限月額認定の申請と併せて行う。通常、負担上限月額認定は介護給付費、訓練等給付費の支給決定と同時に行われる。そのため、特定障害者特別給付費の支給決定は、介護給付費等の支給決定と同じ標準処理期間(介護給付費：60日 18歳未満の障害児・訓練等給付費：20日)となる。</p>
	設定等年月日	平成18年4月1日設定 平成19年4月1日最終改正
備 考		